平成２４年（フ）第３１４号
石川県白山市三浦町31番地
債務者　寺西　茂喜
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井美紀夫
4　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
佐賀県唐津市西旗町４番17―103号　パルＨＡＭＡＤＡ
債務者　今里　雄一
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　悦之
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１９４号
盛岡市若園町２番５号
債務者　中村　笑子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１６７３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台17番２―205号
債務者　佐野　和代（旧姓丹所）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８２号
横浜市青葉区荏田町292番地１　コモンズあざみ野Ｃ―202
債務者　堀口　麻衣
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　晋也
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月６日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０４号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目７番地の６三善ビル205号
債務者　丸山　武広
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　光則
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
石川県羽咋郡志賀町米町ホの11番地３
債務者　宮下　寿夫
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５９５号
神戸市兵庫区中道通９丁目２番12号
債務者　野村　武司
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０９号
和歌山県岩出市新田広芝96番地の10
債務者　オグラ本店こと　小倉　誠一
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　詢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２４１号
鹿児島県いちき串木野市照島4946番地２　酔之尾東団地１号棟108号、前住所宮崎県都城市千町4855番地１
債務者　中村　耕作
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１０号
福岡市南区野多目５丁目19番９―１号
債務者　原田仙次郎
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　貫介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６２号
福岡県春日市上白水４丁目40番地第２金信コーポ206号
債務者　大石　清美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６号
熊本県八代市高下東町200番地１　Ｂ
債務者　中村　春生
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第４７号
熊本県八代市高下東町200番地１　Ｂ
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２２号
函館市弁天町15番５号
債務者　笹原　牧子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
函館地方裁判所